

合併基本計画に係る平成26年度から27年度までの実施事業に関する意見に対する対応調書

牟礼地区

地区名	項目番号	項目	事業の内容	担当局	担当課	対応方針
牟礼地区	1	旧牟礼老人福祉センターの有効利用	牟礼老人福祉センター廃止後の施設については、現在、倉庫等で利用されているが、平成23年度第2回会議において提案しているように、例えば、牟礼図書館を拡充するとか、災害時の備蓄倉庫に活用するなど、地域に役立つ施設に有効利用されたい。	健康福祉局	長寿福祉課	旧牟礼老人福祉センターについては、平成19年11月の耐震診断の結果b評価で、人命の安全に対する危険性があると判定され、市として、大規模な工事が必要となる耐震補強は行わないこととしたものでございます。 老人福祉センター廃止後の施設の利用については、耐震工事を行わずに使用することから、日常的に人が出入りするような用途に使用すること、また、災害時に利用することなどは困難と存じます。 したがって、当面、現在の倉庫等での利用形態を継続してまいりたいと存じます。
牟礼地区	2	介護予防事業の充実	高齢者の日常生活に関する相談窓口としての地域包括支援センターサブセンター牟礼と健康づくりの相談窓口としての牟礼保健センターが、牟礼支所の新庁舎内に移転し、本年3月4日から業務を開始した。 一方で、4月1日付けで牟礼老人福祉センターが廃止された。同センターは、牟礼地区の高齢者福祉の拠点施設であるとともに、高齢者の集いの場でもあった。廃止後は、高齢者から「集える場がなくなった。」という声が聞こえるようになり、このことは、高齢者が交流し、いきいきと活動するための核となる場がなくなったことを意味し、また、超高齢社会へと進む中、介護予防を更に充実させなくてはならない現在、これが後退したことを意味する。 高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすためにも、高齢者が交流し、元気なうちから介護予防に取り組むことが重要である。今後は、既存の施設、例えば、自治会集会所等を活用し、高齢者の交流を促進している地域の活動団体と協働して、介護予防事業を更に充実するとともに、地域で介護予防活動を行う団体への支援にも取り組まされたい。	健康福祉局	地域包括支援センター 長寿福祉課 保健センター	高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすため、高齢者が交流し、いきいきと活動するための核となる場として、牟礼コミュニティセンターや大町コミュニティセンター、牟礼いこいの家などがあり、今後もこれらの施設の利用促進を図ります。 また、一次予防事業として、要介護認定を受けていない健康度の高い高齢者に対し、健康寿命の延伸のため、牟礼保健センターを核に「65歳からの元気いきいき教室」、「認知症予防教室」等の実施、また、元気を広げる人等地域で活動する介護予防ボランティアの養成・支援に取り組みます。 さらに、二次予防事業として、将来介護が必要となるおそれの高い高齢者（二次予防対象者）を把握するため、介護保険の要介護等の認定を受けていない人を対象に「長寿はつらつ健診」を実施し、結果「二次予防対象者」となった人には、通所介護事業所等に委託し、送迎も含めた「はつらつ介護予防教室（3か月間）」を実施しており、この教室を終了後も継続した教室への参加が望ましい人については、「はつらつ介護予防教室継続教室」も実施しています。 今後は、これらの教室により多くの人に参加できるよう、対象者の把握に努めるとともに、実施場所等の拡大や介護予防の重要性の普及啓発を図ってまいりたいと存じます。
牟礼地区	3	放課後児童クラブの施設整備	牟礼南放課後児童クラブ（みなみクラブ）のトイレ施設については、学校側および保護者との協議の結果、現在の体育館外付けトイレを使用しているが、雨天時には水溜りなどによって軟弱地盤となり、地面が滑りやすく危険な状態になるので、雨天時の対策として、屋根付の渡り通路を設置されたい。	健康福祉局	子育て支援課	牟礼南放課後児童クラブ（みなみクラブ）のトイレにつきましては、前回の第1回地域審議会でも説明申しあげましたとおり、牟礼南小学校の場合、そばにプール用トイレおよび体育館横のトイレも利用できるため、そちらを御使用いただいております。 現在、雨天時には、地面がすべるのを防ぐため、マットを敷く等の対応をとっております。傘をさす等の御不便はあるものの、比較的近い所にトイレがあることから、直ちに屋根付の渡り廊下を設置する考えはございませんが、今後の状況を見ながら対処してまいりたいと存じます。 御理解いただきたいと存じます。
牟礼地区	4	雨水排水施設の整備	牟礼地区においては、旧牟礼町時代に早くから公共下水道事業に取り組んできており、污水管渠については計画的整備がなされ、ほぼ整備は完了している状況である。 しかしながら、雨水管渠の施設整備については、計画はあるものの、その整備は進んでいない。しかも、同計画区域内に河川や農業用排水路に接していない法定外道路とといった生活道路が市内各所に多く点在している。 近年、集中豪雨が多発している中で、浸水対策に関する住民のニーズも非常に高いことから、身近な生活道路についても、今後、雨水排水施設の重点的、計画的な整備を行うなど、雨水対策を強力に推進されたい。	上下水道局	下水道整備課	下水道事業認可区域内の浸水対策につきましては、浸水実績や浸水が想定される箇所について、対象地区の現況調査や対策案の検討を行い、費用対効果等を踏まえ、優先度の高いものから計画的な対策を講じており、牟礼地区においても、浸水実績や現況排水路等を調査するとともに、対策案の検討を行ってまいりたいと考えております。
牟礼地区	5	避難所における環境整備	東日本大震災後、市民の防災意識も一段と高まってきており、避難所において様々な問題点がでてきている。 その中で、女性の視点から、避難所に赤ちゃんの授乳スペース、着替えコーナー、女性専用相談窓口を配置してほしいなどの要望もあることから、避難市民のプライバシーに配慮した環境整備に取り組まされたい。	総務局	危機管理課	男女共同参画を取り入れた防災体制の確立は、昨年度、修正した高松市地域防災計画にも盛り込んだところであり、本市では、昨年度、市役所内に女性職員による防災女性チームを発足し、防災への女性の関わりについて検討しているところでございます。 今後は、避難所において、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育ての家庭のニーズに配慮した避難所の運営について、平時から、地域でも検討する必要があるものと存じておりますので、今後、地域コミュニティ継続計画の策定作業を進める中で啓発してまいりたいと存じます。

合併基本計画に係る平成26年度から27年度までの実施事業に関する意見に対する対応調書

牟礼地区

地区名	項目番号	項目	事業の内容	担当局	担当課	対応方針
牟礼地区	6	津波避難ビルへの迅速な避難のための施設整備	高松市においては、津波等の浸水想定区域を表示した防災マップの作成や津波避難ビルを指定するなど防災対策を推進されているが、各浸水想定区域の住民が、自宅から避難所や津波避難ビルまで迅速に避難ができるように、緊急地震速報や大津波警報などの危機に関する情報を迅速かつ正確に提供するための防災行政無線屋外拡声子局の増設や全国瞬時警報システム（J-ALERT）からの情報がスムーズに聞き取れるようにデジタル式同報系防災行政無線整備工事をするとともに、津波避難ビルへの案内誘導板の設置および避難経路の安全確保にも努められたい。	総務局	危機管理課	牟礼地区におけるアナログ式防災行政無線からデジタル式防災行政無線への更新については、本年度に予定しておりまして、現在のアナログ式戸別受信機を活用した一般放送につきましても、当分の間、使用できる状態でございます。 また、平成26年度には、将来、アナログ式からの切替のために新たな放送設備を整備する計画としております。 津波避難ビルの案内誘導板については、現在、設置は考えておりませんが、津波避難ビルには、表示ステッカーを貼っているほか、地域の公共施設などに案内板を掲示しております。 また、平時に高台や津波避難ビルへの避難経路を確認したり、発災時には、自主防災組織などで避難誘導することも重要であり、今後、啓発してまいりたいと存じます。
牟礼地区	7	条例制定を視野に入れた空き家対策の推進	近年、過疎地だけでなく、都市部でも経済事情や高齢化等に伴い、空き家が増えており、家屋の老朽化による崩壊や放火、廃屋へのごみの不法投棄などの問題が各地で発生していることから、空き家の所有者に適正な管理を求めたり、撤去を命令したりする「空き家対策条例」の制定が全国の自治体で進んでいる。 牟礼地区はもとより、市内の随所で空き家が放置され、敷地内の樹木や雑草が繁茂し、火災を誘発する要因となっているケースや建物倒壊によって道路が封鎖され、消防車や救急車が通行できなくなり、人の生命に被害を及ぼすおそれがあるケースが多く見受けられる。 南海トラフ巨大地震の発生が危惧されている中、住民が安全で安心な暮らしを確保するため、高松市においても、早急に条例制定を視野に入れた空き家対策に取り組まれたい。	市民政策局	政策課	管理されていない空き家については、御指摘のように安全面だけでなく、防犯面や衛生面など問題が多岐にわたっており、個人の財産に対する行政の介入には限界があるものの、行政として放置できない問題となっております。 このようなことから、本年5月に庁内関係局による空き家等対策プロジェクトチームを設置し、その現状や課題を洗い出し、行政として可能な対策について具体的に検討しているところでございます。 空き家については、個人の財産として、あくまでも所有者の権利と責任の下で管理されるべきもので、現時点では、条例の制定までは考えておりませんが、今後、国・県の動向を注視するとともに、先進的な取組事例も参考にしながら、本市にとって効果的な空き家等の対策の検討を行ってまいりたいと存じます。
牟礼地区	8	公共交通の利用促進策の推進	高松市においては、自動車に過度に依存した現状から、公共交通の利用を促進し、誰もが安全に安心して移動できる公共交通体系を構築するとともに、高松市のまちなぎの魅力を高め、にぎわいの創出を図り、環境への負荷の少ない社会の実現を目指していると伺っている。 牟礼地区の主な公共交通は、琴電志度線、JR高徳線およびことでんバス庵治線であるが、通勤、通学の時間帯では一定の利用があるものの、それ以外の時間帯の利用者は少ないことから、牟礼地区においても公共交通の利用促進を図る必要がある。 牟礼地区における公共交通の利用促進策として、琴電八栗駅周辺の整備、駐輪場の拡張、琴電が実施するレンタサイクル事業への支援などが考えられる。 また、駒立岩・折り岩・弓流しの跡などの源平屋島合戦の史跡や「むれ源平石あかりロード」等、牟礼地区の魅力ある観光資源・イベントについて、更に情報を発信し、公共交通を利用して、牟礼地区を訪れる人を増やし、にぎわいの創出を図ることが重要である。 これらのことも含めて、高松市として公共交通の利用促進策にもっと積極的に取り組まれたい。	市民政策局	交通政策課	公共交通の利用促進策として、琴電八栗駅周辺の整備、駐輪場の拡張、琴電が実施するレンタサイクル事業への支援等でございますが、本市では、都市計画マスタープランにおいて、琴電八栗駅周辺を生活交流拠点として位置づけ、むれ源平石あかりロードの景観整備や駐輪場整備等に取り組んできたところでございます。 また、公共交通への転換を進め、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進するため、平成22年に、新たな総合都市交通計画を策定したところでございまして、琴電八栗駅は、同計画におきまして、公共交通の利便性向上に向け、駅前広場や車寄せのスペースの確保など、交通結節拠点整備の検討が必要な主要駅として位置づけているところでございます。 こうした中、自動車利用からの転換と公共交通利用の促進に向けた市民意識の醸成を図るため、本年9月に公共交通利用促進条例を制定・施行したところでございます。 今後、この条例の制定を、公共交通の利用促進に向けた好循環につなげていく契機として、各種施策・事業の推進を図ることとしており、琴電八栗駅を含め、各拠点駅における交通結節機能の強化に努めてまいりたいと存じます。
牟礼地区	9	地域特性を生かした住民参画によるスポーツ施設の管理・運営	平成23年度に牟礼地区地域審議会より「むれスポーツクラブの育成・支援という視点に立った指定管理者制度の運用」の意見を述べたところです。その回答によると、本市の39のスポーツ施設については、管理コスト面、管理運営面等を総合的に勘案して、全施設を一括し、指定管理を指定する方が適当と判断し、財団法人高松市スポーツ振興事業団に指定管理しているとのことであるが、地域住民は、この一元管理は公正性・公平性をあまりにも重要視しているため、施設運営の硬直化を生み、また、施設の特異性や地域の利用者の特殊性を無視した管理であると感じている。 このような課題を解決するには、地域の実情等を熟知している地域コミュニティ協議会が指定管理者となり施設の管理運営を行うことが最良の方法だと考える。その点、むれコミュニティ協議会は、日ごろの活動やコミュニティセンターの指定管理者としての経験を通し、大きく成長してきており、また、構成団体にはスポーツやスポーツ施設の運営に関する専門知識を持った総合型地域スポーツクラブ「むれスポーツクラブ」があり、体育施設の管理運営に十分な能力を有していることから、牟礼地区にある体育施設については、是非、むれコミュニティ協議会を指定管理者としていただきたい。 むれコミュニティ協議会が指定管理者になれば、地域に密着した小回りの利く施設の管理運営ができ、市民サービスも向上するし、このことが、「むれスポーツクラブ」への支援にもなり、また、むれコミュニティ協議会、ひいては牟礼地区全体のより一層の活性化にもつながると確信する。	創造都市推進局	スポーツ振興課	本市の39のスポーツ施設の利用については、スポーツ活動の推進を図るため、管理運営の面において、施設間のネットワーク、管理運営の効率化、利用者サービスの公正性・公平性等の観点から、本市全体のスポーツ施設として一元化が図られるメリットが期待できることから、現在、公益財団法人高松市スポーツ振興事業団に指定管理しているものです。 当事業団においては、管理地域が広範囲にわたることから、全市を5地区に分け、それぞれに拠点を置く管理を行うことで、各地区内での連携・協力体制を強化し、機能的かつ効率的な管理運営を行っているところでございます。その中で、牟礼総合体育館を、東部地区（牟礼地区・庵治地区）の拠点管理施設と位置づけ、効率的な管理運営と施設の利用実態に基づく適正な人員配置を行い、市民の健康増進とスポーツ、レクリエーションの振興を図っているものです。 今後におきましても効果的・効率的な管理運営に努めてまいりたいと存じます。

合併基本計画に係る平成26年度から27年度までの実施事業に関する意見に対する対応調書

牟礼地区

地区名	項目番号	項目	事業の内容	担当局	担当課	対応方針
牟礼地区	10	合併基本計画の着実な実施	<p>地域審議会においては、これまで合併基本計画の進行管理を行ってきたが、10年間の合併基本計画も、残すところあと2年余りとなり、仕上げ段階に入ってきた。</p> <p>そこで、今後、合併基本計画の進捗状況を明確に示した上で、未着手施策・事業については、計画期間内に実施できるよう、予算化に配慮するなど、完全実施に向け、積極的に取り組むとともに、計画期間内に完了できない施策・事業などについて、どのような対応をするのか、市の方針を示されたい。</p> <p>また、地域審議会の設置期間は平成28年3月31日までとなっており、それ以降は、地域のまちづくりに関することについて意見を述べる場がなくなってしまう。平成28年度以降、地域行政組織の再編もあると伺っているが、その新しい枠組の下、地域住民の意見を市政に反映させるため、地域のまちづくりに関することについて、意見が述べられる場、議論ができる場といった地域審議会に代わる新たな機関の設置をされたい。</p>	市民政策局	地域政策課	<p>合併基本計画の各事業につきましては、計画期間内に実施できるよう、鋭意取り組んでいるところでございます。進捗状況につきましては、今後改めまして報告させていただきたいと存じます。県事業などで、計画期間内に完了できない可能性がございます施策・事業などにつきましては、必要に応じ対応してまいりたいと存じます。</p> <p>なお、地域審議会は、合併基本計画の進捗状況をチェックし、あるいは、合併後のまちづくりについて御意見をいただくため、平成27年度までの期間において設置しているところでございますが、その後の進行管理の方法等につきましては、今後、改めて各地域の方と御相談をさせていただきたいと存じます。</p> <p>また、本市では自治基本条例を制定し、各地域に唯一市長が認めたコミュニティ協議会を構成しております。そのコミュニティ協議会を協働のパートナーと位置付け、共にまちづくりを進めていこうと取り組んでおります。このコミュニティ協議会との関係も併せて協議する必要もございしますことから、今後、あり方を整理して、地域審議会についての検討を行ってまいりたいと存じます。</p>